



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

285	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課)..... 1
286	道路の区域変更	(道路保全課)..... 1
287	道路の供用開始	(")..... 2
288	道路の区域変更	(")..... 2
289	道路の供用開始	(")..... 3
290	道路の区域変更	(")..... 3
291	道路の供用開始	(")..... 3
292	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)..... 4

○ 正誤

平成27年8月21日付け和歌山県報第2686号和歌山県公安委員会告示第34号中 4
---	---------

告 示

和歌山県告示第285号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成28年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「ICE Impact SECOND」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「COOL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「K2 Dove」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成28年3月25日

和歌山県告示第286号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町小西字朝日310番6地先から同町小西字朝日309番2地先まで	旧	5.99 } 11.10	149.89	大門橋 L=50.00
海草郡紀美野町小西字吉原314番1地先から同町小西字朝日309番2地先まで	旧	7.70 } 18.02	160.84	大門大橋 L=91.40
同上	新	7.70 } 18.02	160.84	大門大橋 L=91.40

和歌山県告示第287号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町小西字吉原314番1地先から同町小西字朝日309番2地先まで

供用開始の期日 平成28年4月1日

和歌山県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日高港線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
御坊市菌字西下野639番6地先から同市菌字新町642番地先まで	旧	8.27 } 9.84	12.10	
同上	新	8.27 } 35.29	12.10	

和歌山県告示第289号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日高港線

供用開始の区間 御坊市菌字西下野639番6地先から同市菌字新町642番地先まで

供用開始の期日 平成28年4月1日

和歌山県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日の岬公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡美浜町大字三尾字大谷2115番5地先から同町大字三尾字大谷2113番1地先まで	旧	4.90 } 7.60	288.40	
日高郡美浜町大字三尾字大谷2113番5地先から同町大字三尾字大谷2113番1地先まで	新	4.90 } 7.49	111.05	
日高郡美浜町大字三尾字大谷2115番1地先から同町大字三尾字大谷2113番1地先まで	新	7.43 } 23.43	595.35	

和歌山県告示第291号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日の岬公園線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字三尾字大谷2115番1地先から同町大字三尾字大谷2113番1地先まで

供用開始の期日 平成28年3月28日

和歌山県告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
美浜町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
御坊都市計画下水道事業 美浜町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成11年10月8日
至 平成30年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

正 誤

正 誤

平成27年8月21日付け和歌山県報第2686号和歌山県公安委員会告示第34号中

ページ	誤	正
8	東京都新宿区五丁目16番11号	東京都新宿区新宿五丁目16番11号